

ケアマネの部屋

発行日：平成 28 年 9 月 30 日 (No. 19)
発行元：浜松市介護支援専門員連絡協議会
ブログ：はままつケアマネの部屋
<http://keamanenoheya.hamazo.tv/>

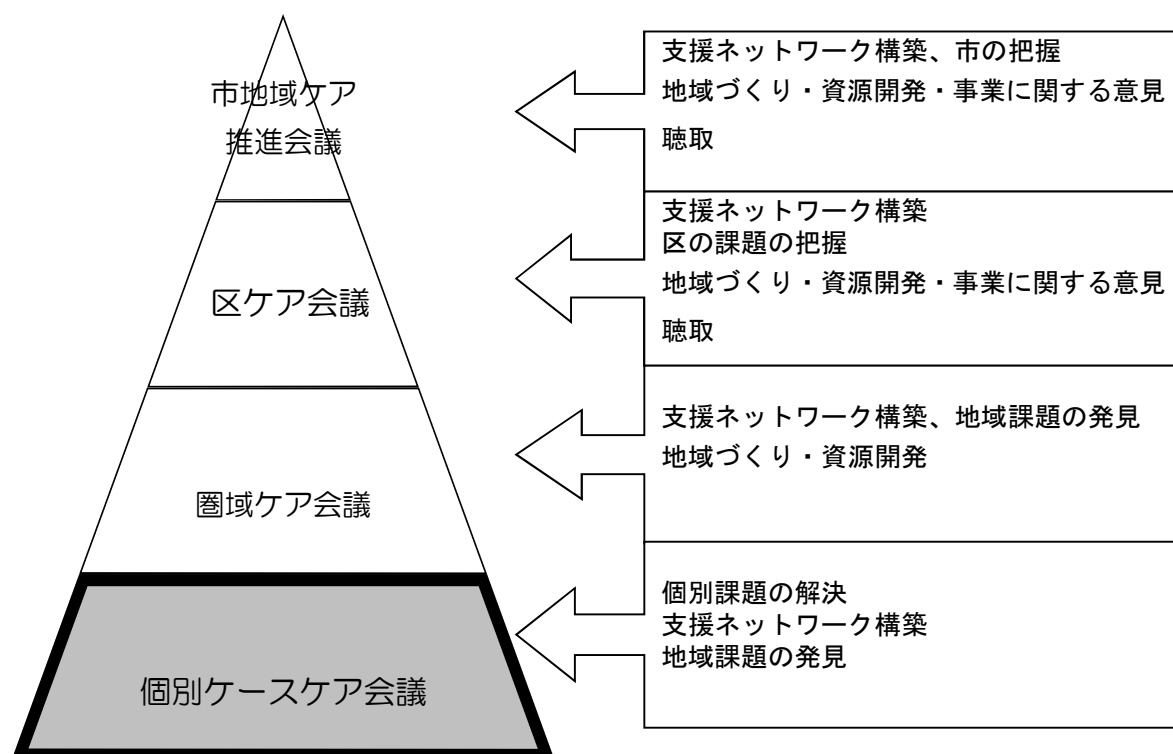
地域ケア会議 ～入門編～

浜松市健康福祉部 高齢者福祉課 木谷 朋子様

浜松市では、高齢者が地域で自立した日常生活を営むための適切な支援体制を検討するため、「浜松市地域ケア会議」を設置しています。大きな役割として、①個別課題の解決②支援ネットワークの構築③地域の課題の発見④地域づくりと資源の開発⑤政策の形成があります。

◎地域ケア会議の種類

下の図のように、開催地域のレベルに応じて、4つの層に分かれています。ケアマネジャーが抱える困難事例などの検討は個別ケースケア会議で行われます。個別ケースケア会議で把握された個別の課題の積み重ねを通して、生活圏域や区・市全体の課題を把握したり、どのようにその課題に対応したらよいか検討を行います。



◎サービス担当者会議との違い

	サービス担当者会議	＜地域ケア会議＞ 個別ケースケア会議
主宰者	ケアマネジャー	地域包括支援センター
目的	介護保険サービス利用者のニーズに応じたサービスを適切に活用できるようにケアマネジメントの一環として行う	処遇困難事例の支援検討 ケアマネジャーへの適切なケアマネジメント支援 実態把握や支援体制づくりのためのネットワーク化
内容等	担当者間の情報共有 サービス原案に対する専門的見地からの意見交換（サービス内容の検討） 担当者間のサービス調整 など	多職種、多機関による多角的な視点による、それぞれの専門性に基づくアセスメントやケア方針の検討 地域包括支援センター職員やケアマネジャーの実践的な課題解決能力の向上 関係者間の顔の見える関係づくり
参加者	介護保険サービス利用者の指定居宅サービス等の担当者 主治医 インフォーマルサービスの提供者 本人・家族 など	※目的や対象者の状況に応じて招集 ケアマネジャー 介護サービス事業者 保健医療関係者 民生委員 住民組織 コミュニティソーシャルワーカー 市職員 本人・家族 など

「子どもに障がいがあるためそれぞれの暮らしが自立できない」「家族や地域とのつながりもなく人の介入を拒む」など、担当ケアマネジャーの持つネットワークでは補いきれない、多職種の連携が必要な場合は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）へ地域ケア会議の開催についてご相談ください。



在宅医療推進員の役割と活動

浜松市医師会 在宅医療推進員 山下いづみ

平成 28 年 4 月より、浜松市医師会に、常勤の在宅医療推進員が配置されました。これは、静岡県が実施する「訪問診療参入促進事業」として、委託をうけ、活動しています。県が想定している仕事は、次の 4 つです。

- ① 診療所に対する訪問診療への参入促進
- ② 訪問診療をする診療所へのフォローアップ
- ③ 地域の在宅医療に関する資源の把握、関係機関同士の情報共有
- ④ 地域における患者受療動向の把握。

これらの活動を通じて、訪問診療にあたる医療機関を増やし、来る 2025 年以降の医療システムの維持が目的です。県内では、8 つの医師会が、この事業に取り組んでいます。

しかし、地域ごとの特徴もあるため、浜松市医師会としては、次のような活動を実施しています。

- ① かかりつけの患者さんを、最後まで支える医療を提供する際に、医師たちにかかる負担を軽減する方法を一緒に考える。あわせて、ケアチームのバックアップに取り組む。
- ② 看取りを含めた在宅医療に取り組む医師が増えるような環境を考える。
- ③ 在宅医療に関する、地域資源を把握し、医師や関係機関に情報提供する。
- ④ 在宅医療関係機関と、情報交換の機会をもち、気軽に相談できる体制をつくる。

基本的には、医師へ働きかける役割です。しかし、在宅医療は医療者だけが頑張っても成立しません。利用者さんにとりまく関係機関の協働があつてこそ、在宅医療が発展していくのだと思っております。

取り掛かりとして、いろいろな機関がさまざまな活動をしていることを知るためと、推進員の役目を理解していただくために、関係機関への訪問活動から開始しました。まだ一部ではありますが、病院・高齢者相談センター・訪問看護ステーション・診療所などを訪問しており、その特徴をまとめております。

訪問させていただくと、たとえばこんなことがわかりました。病院の退院支援の体制が整っていることはよくわかりましたが、病院の機能・スタッフの配置状況・地域性などの違いから、それぞれに特徴や活動の違いがありました。個別性を考慮したうえで連絡を取ったほうが、より協働しやすいことがあります。あわせて、在宅医療に関するパンフレットをいくつか作成しましたので、関係機関で活用していただけるように案内しております。

このように、医療に関する情報を集約し、関係のみなさんに役にたつ情報提供に心がけるようにしていきます。ケアマネジャーの皆さんも、情報の少ない医療機関に関して、どう連絡すればいいのか迷ったときなどは、お問い合わせいただければ、お知らせできます。

また、医師や関係機関からの、相談も受け付けております。双方の立場からお話をうかがっていると、解釈のずれを感じる場合があります。ずれていることに気が付かないままの連絡は、さらに誤解を招く

ことにもなりかねません。双方の連絡が取りやすくなるように、調整をさせていただくことがあります。

今後ますます、在宅医療を推進するためにも、医療機関へは訪問診療の推進・拡大を支援し、関係機関のみなさまには、医療者との連絡がとりやすくなるような環境調整をしていきますので、ケアマネのみなさんも、困ったことがありましたら、ぜひ相談してください。一緒に考えましょう。



浜松市在宅医療・介護連携相談センター開設後の状況について

浜松市在宅医療・介護連携相談センター 佐原 千恵子 土屋 奈津子
三輪 一秋 藤松 直樹

本年1月4日に開設した浜松市在宅医療・介護連携相談センター（以下「当センター」という。）も早いもので6ヶ月が経ちました。日頃より当センター運営にご協力いただきありがとうございます。おかげさまで、この半年間に延350件ものご相談をいただくことができました。ご相談いただいた職種は、ケアマネジャーの皆様からが一番多く全体の3割強を占めております。ご相談いただいた地域は、中区、南区が多く、主な相談分類は、①在宅医療に関する相談、②医療・介護の制度、サービスに関する相談、③認知症に関する相談の順となっております。

相談方法ですが、電話・FAX・メール・対面相談にて対応しています。皆様からのご要望にお応えし、この度FAX・メール様式をそれぞれ作成致しました。現在は、浜松市のホームページから出力できますので、当センターの対応時間外等にもお気軽にご利用ください。確認後に折り返しの連絡をさせていただきます。また、こちらから訪問しての相談対応も可能ですので、ぜひご依頼ください。

FAX・メール相談様式の格納先（浜松市ホームページ URL）

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/iryou/zaitaku/index.html>

※様式をダウンロードしてご利用ください。



近況ですが、この秋に2つの取組が始動できるよう現在着々と準備を進めております。

1つ目は、当センターの愛称ができます。電話等を受ける際にも名称が長く、覚えにくい等ご迷惑をおかけしています。そこで、浜松市の特徴を活かし、関係機関との連携をイメージできるような親しみやすいネーミングを考えています。

2つ目は、ホームページの立ち上げです。相談事例の紹介や社会資源の紹介等、皆様のお役に立てるものにしていきたいと考えています。

「モットーは、つながり！」皆様と一緒に歩み、つながりを実感できる相談窓口を目指しております。どうぞお気軽にご相談ください。

今後ともよろしくお願い致します。

平成28年度浜松市介護支援専門員連絡協議会通常総会報告

広報委員 長谷川 和歌子

平成28年6月25日(土)当協議会の通常総会が、可美公園総合センターホールにて開催されました。現時点での会員数は1109名、出席者193名・委任状提出者421名で、既定の過半数を超えましたので、総会が成立しました。

第1部の総会では、議事として以下の3点の議案に関しまして承認を頂いております。①浜松市介護支援専門員連絡協議会役員の交代について ②平成27年度浜松市介護支援専門員連絡協議会事業報告について ③平成28年度浜松市介護支援専門員連絡協議会事業計画について

次に、行政からの説明として、①「災害時避難行動要支援者名簿」への登録について ②第三者行為の届出義務化について ③浜松市徘徊高齢者早期発見事業について ④浜松市在宅医療・介護連携相談センターFAX・メール相談用の様式について配布されました資料をもとに説明がありました。

第二部の研修会では、静岡県介護支援専門員協会会長の村田雄二氏を講師に招き、「介護支援専門員研修の変更点～今後求められる役割～」をテーマに、前半では 今回の研修改定の背景や各研修の修得の目的と育成のアウトカムなどについて、後半では 各研修の具体的な変更点や見直しにあたっての考え方などを分かりやすく講義して頂きました。

背景にありますケアマネジメントについて指摘されている様々な課題や、その課題解決には介護支援専門員自身の資質向上・能力向上が重要であるという事、各研修において私たち介護支援専門員に求められる事などについて、再認識させられる内容でした。



天竜区原田橋 続報

平成27年3月のケアマネの部屋 No. 16に掲載させていただいた、原田橋について。

佐久間地区と浦川地区を結ぶ仮設道路が、今年8月9日にやっと舗装整備され片側交互通行ではありますが、大型車の通行規制が解除されました。

しかし自転車や歩行者の通行は禁止されており、また従来どおり、ダムの放水時などには通行止めになるそうです。



佐久間町 原田橋河川内仮設道路
撮影 月花 真澄

—編集後記—

オリンピックに日本中が湧いた夏が終わり 季節が静かに移り変わってきました。

猛暑で散歩を怠りがちでしたが久しぶりに歩いたら足がつってしまいました。

やはり日々身体を動かす事は大切ですね。

さて、ケアマネの部屋も No. 19 となりました。今回はいつもよりかなりボリューム増でお届けします。毎回作成時には広報委員会のメンバーで話し合い、今回はどのような内容にしようか、今、ケアマネジャーが知りたい情報は何かと試行錯誤しながら編集しています。

皆さまに関心を持って頂けるようこれからもお届けしたいと思います。



ご意見やご感想がございましたら事務局までお寄せください。(介護保険課 FAX 053 - 450 - 0084)

今後、ますます充実したものになりますよう、関係皆様のご理解とご協力をお願いします。

【広報委員会】 村松佐知子 (副会長) 小田ゆう子 (中区) 名倉かおり (東区)

長谷川和歌子 (西区) 岡本留美子 (南区) 袴田佳代子 (北区)

松井江里子 (浜北区) 月花真澄 (天竜区)